

桜台西 2 地区まちづくり計画

名 称	桜台西 2 地区まちづくり計画
位 置	白井市桜台一丁目 6 番、7 番
面 積	13,060.82 m ²
地区まちづくり計画の目 標	本地区まちづくり計画は、「桜台西地区地区計画」の地区計画の目標を継承し、さらに安全で快適な通行空間を確保することを目的とする。
地区の整備、開発及び 保 全に関する方針	1. 土地利用の方針 安全で快適な通行空間が確保されるよう、電線類地中化を推進する。 2. 地区まちづくり施設の整備の方針 安全で快適な通行空間が確保されるよう、緑道を整備する。

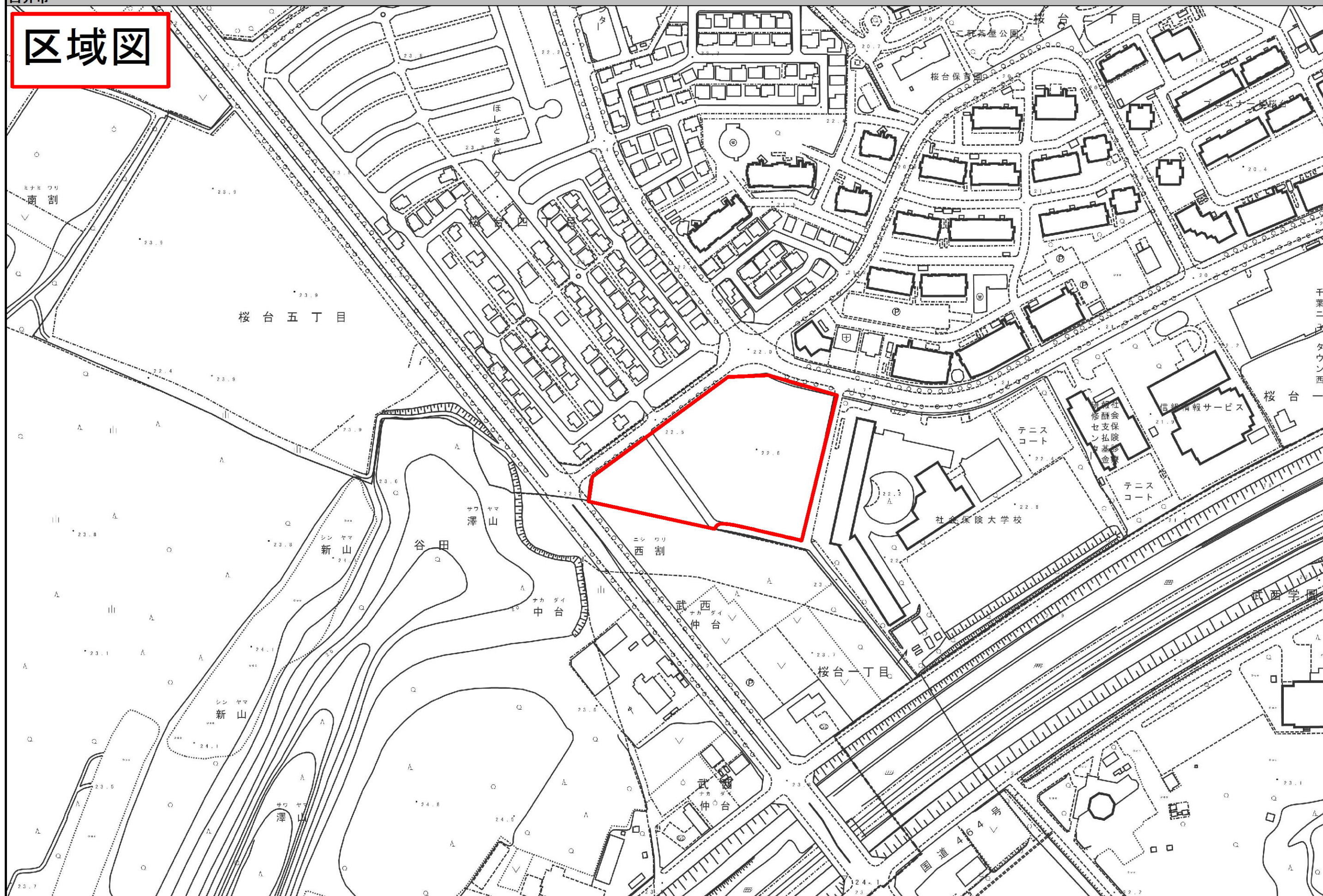
地区まちづくり整備計画	関する地区まちづく 事項		1. 緑道 延長 L = 175m 幅員 4.64m ~ 2.00m 2. 電線類地中化施設 延長 L = 926m
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	建築基準法別表第2(イ)項に規定する建築物以外の建築物は、建築してはならない。
		建築物の敷地面積の最低限度	170㎡ ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについてはこの限りではない。
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の10
		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の5(建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあっては、10分の6)
		壁面の位置の制限	道路境界線及び隣地境界線(ごみ集積所、電柱用地その他これらに類する敷地に接する部分を除く。)から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、1メートル以上とする。 ただし、床面積に含まれない出窓及び次に掲げるものについては、この限りでない。 (1) 別棟の物置で高さ2.5メートル以下で、かつ、床面積6.6平方メートル以内であるもの (2) 別棟の自動車車庫で高さが3.0メートル以下かつ壁を有しないもの (3) 軒及びこれを支える柱
		建築物の高さの最高限度	10メートル
	特に配慮すべき事項		1. 電線類については、白井市とトヨタホーム(株)が締結した「開発行為に伴う電線類地中化に関する協定書(令和2年8月19日締結)」の規定を遵守すること。 2. 緑道については、白井市とトヨタホーム(株)が締結した「公園における維持管理に関する協定書(令和2年9月1日締結)」の規定を遵守すること。

位置図



縮尺 1 : 10000

区域図



縮尺 1 : 2500